令和 8 年 10 月吉日

各位

一般社団法人　港北区薬剤師会
会長　相沢　淳

薬局機能情報リストのホームページ掲載料の請求回数の変更
および中途解約時の返金に関するお知らせ

平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、ホームページ掲載料の請求に係る事務の効率化を図るため、次年度（令和 9 年度）4 月から、掲載料の請求回数を下記のとおり変更させていただきます。あわせて、中途解約時の掲載料の返金について新たに定めましたので、お知らせいたします。何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 請求回数の変更について

これまで、掲載料は年 1 回（4 月）または年 2 回（4 月・10 月）でご請求しておりましたが、**令和 9 年度からは、4 月の年 1 回のご請求に統一させていただきます。**年 2 回でお支払いいただいていた方は、4 月に翌年 3 月までの 1 年分を一括でご請求することとなります。

	変更前	変更後
請求回数	年 1 回または年 2 回	年 1 回
請求月	年 1 回の場合：4 月 年 2 回の場合：4 月・10 月	4 月

今回の変更は、掲載料の請求に係る事務の効率化を目的とするものであり、**年間の掲載料の総額に変更はございません。**

2. 中途解約時の掲載料の返金について

請求回数の変更に伴い、これまで支払い済みの掲載料の返金は行っておりませんでしたが、令和 9 年度分から、中途解約の場合に、解約後の期間に相当する掲載料を月割りで返金いたします。（振込手数料は差し引かせていただきます。）解約申請日により、掲載終了月と返金の対象は次のとおりです。

解約申請日	掲載終了日	返金の対象
毎月 15 日まで	解約申請月のリスト更新日	翌月分以降
毎月 16 日以降	解約申請翌月のリスト更新日	翌々月分以降

※　リスト更新は、毎月 27 日～末日に実施しております。

解約の申請はメールに限ります。解約申請日は、指定のメールアドレスへの着信日を基準とします。

【解約申請先】　kaiin-touroku@kouhokukuyaku.jp

【お問い合わせ先】　admin@kouhokukuyaku.jp

以上